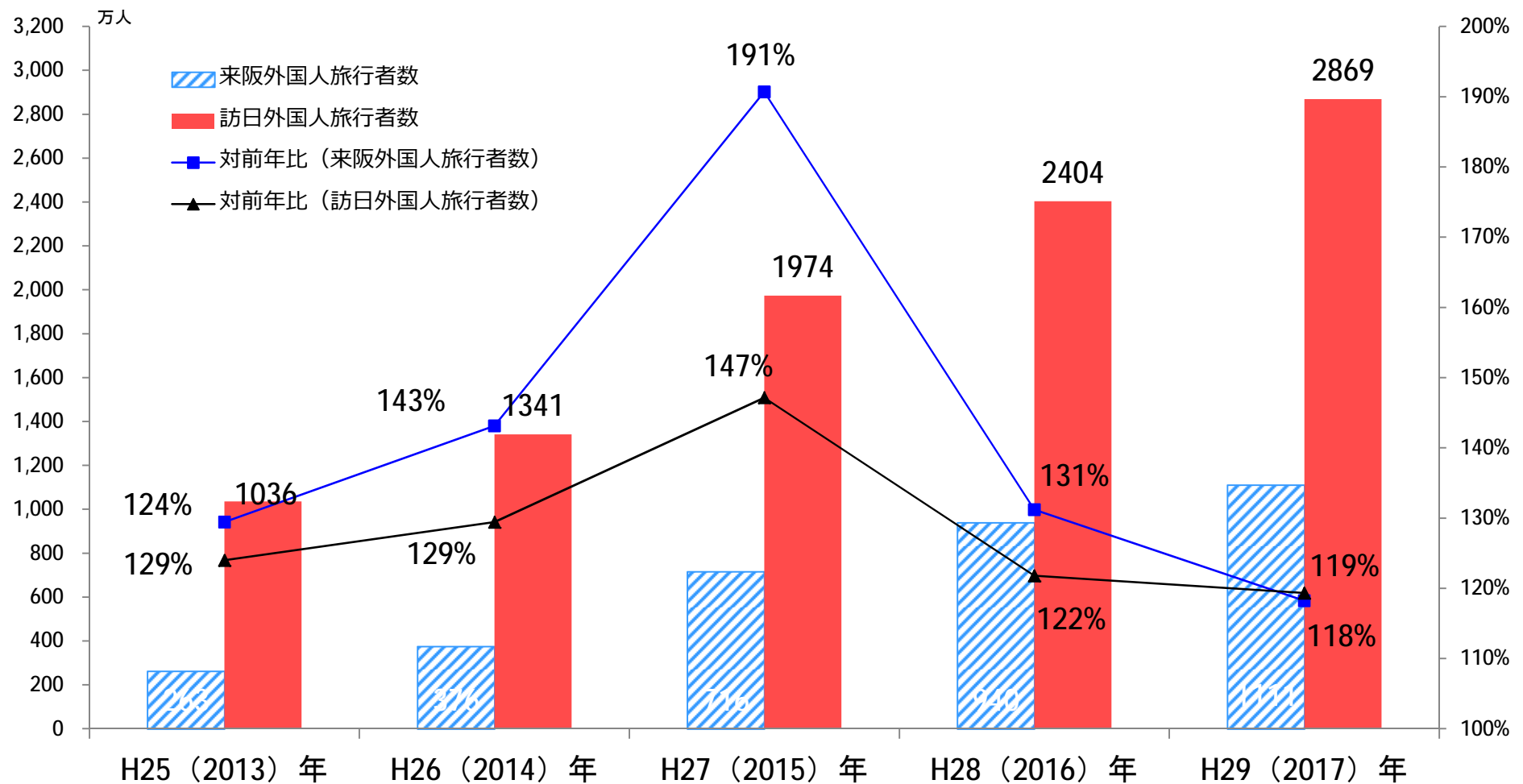


大阪の観光動向について

訪日・来阪外国人旅行者数の推移

来阪外国人旅行者数は、制度設計時（平成26年）から、約3倍に増加（376万人→1,111万人）
この伸び率は全国を大きく上回るもの（全国は約2倍）



※平成29（2017）年は速報値

※来阪外客数は、日本政府観光局（JNTO）の「訪日外客数」に、観光庁の「訪日外国人消費動向調査」の訪問率を乗じて算出（大阪府独自推計）

訪日・来阪外国人旅行者数の国・地域別割合

来阪外国人旅行者の約8割が、東アジア4地域（中国・韓国・台湾・香港）からの旅行者であり、これは全国や東京の割合を上回っている

単位：万人

	2015			2016			2017					
	全国	大阪	東京	全国	大阪	東京	全国	構成比	大阪	構成比	東京	構成比
中国	499.4	271.7	345.1	637.4	372.9	378.0	735.6	25.6%	402.4	36.2%	421.3	31.8%
韓国	400.2	108.1	112.1	509.0	157.8	117.1	714.0	24.9%	241.0	21.7%	153.2	11.6%
台湾	367.7	105.5	133.8	416.8	125.4	142.1	456.4	15.9%	140.0	12.6%	148.8	11.2%
香港	152.4	53.8	46.3	183.9	62.7	62.0	223.1	7.8%	74.1	6.7%	73.0	5.5%
タイ	79.7	20.7	46.1	90.2	27.0	49.0	98.7	3.4%	29.8	2.7%	55.1	4.2%
シンガポール	30.9	9.2	23.4	36.2	9.5	25.5	40.4	1.4%	12.5	1.1%	27.5	2.1%
マレーシア	30.5	17.5	15.7	39.4	18.5	17.0	44.0	1.5%	21.5	1.9%	17.6	1.3%
インドネシア	20.5	9.0	15.9	27.1	12.9	21.0	35.2	1.2%	15.7	1.4%	28.5	2.1%
フィリピン	26.8	10.0	16.3	34.8	12.8	20.0	42.4	1.5%	15.8	1.4%	23.5	1.8%
ベトナム	18.5	7.8	12.0	23.4	9.0	14.4	30.9	1.1%	11.7	1.1%	20.1	1.5%
インド	10.3	2.5	6.3	12.3	3.1	7.3	13.4	0.5%	3.7	0.3%	8.1	0.6%
イギリス	25.8	4.9	23.2	29.2	5.6	26.7	31.1	1.1%	5.7	0.5%	29.4	2.2%
フランス	21.4	7.7	18.5	25.3	10.0	22.2	26.9	0.9%	10.7	1.0%	23.3	1.8%
ドイツ	16.3	5.1	12.6	18.3	6.2	14.8	19.6	0.7%	6.2	0.6%	16.0	1.2%
アメリカ	103.3	23.8	70.1	124.3	31.9	86.7	137.5	4.8%	35.9	3.2%	105.3	7.9%
カナダ	23.1	6.2	18.0	27.3	9.2	22.1	30.6	1.1%	10.4	0.9%	24.8	1.9%
豪	37.6	15.1	30.5	44.5	19.6	37.5	49.5	1.7%	21.3	1.9%	42.5	3.2%
その他	109.3	37.9	82.4	124.6	45.9	95.3	139.8	4.9%	53.0	4.8%	108.1	8.2%
合計	1,973.7	716.5	1,028.3	2,404.0	940.0	1,158.7	2,869.1	100%	1,111.4	100%	1326.1	100%

来阪外国人旅行者の大阪への訪問回数

来阪外国人旅行者の約3割がピーターであり、特に香港、台湾は訪問頻度が高い方が多い

単位：人

	初めて	2回	3回	4回	5回	6回以上	対象人数
全体	2,994 73%	410 10%	246 6%	123 3%	82 2%	246 6%	4,101 100%
中国	691 73%	95 10%	57 6%	28 3%	19 2%	57 6%	947 100%
韓国	569 75%	83 11%	38 5%	23 3%	8 1%	38 5%	759 100%
台湾	295 62%	62 13%	38 8%	19 4%	10 2%	48 10%	475 100%
香港	133 58%	30 13%	18 8%	14 6%	7 3%	25 11%	230 100%
オーストラリア	155 74%	15 7%	19 9%	11 5%	6 3%	4 2%	210 100%
フィリピン	162 81%	16 8%	6 3%	2 1%	4 2%	12 6%	200 100%
アメリカ	145 78%	9 5%	7 4%	6 3%	0 0%	17 9%	186 100%
マレーシア	149 84%	12 7%	7 4%	2 1%	4 2%	4 2%	177 100%
タイ	101 70%	12 8%	13 9%	4 3%	7 5%	9 6%	144 100%
インドネシア	61 82%	6 8%	0 0%	1 1%	3 4%	3 4%	74 100%
ドイツ	37 69%	5 10%	5 10%	2 3%	2 3%	3 5%	53 100%
フランス	40 79%	5 9%	2 3%	1 2%	3 5%	2 3%	50 100%

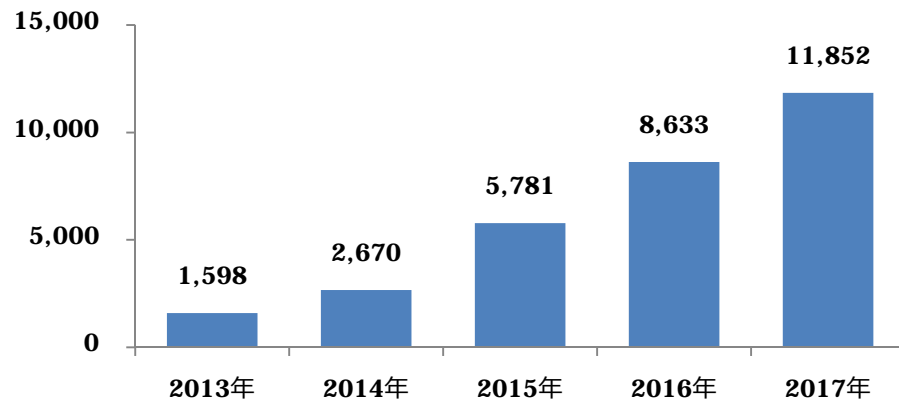
※端数処理の関係で、各回の合計が、対象人数と合致しない場合がある

出典：（公財）大阪観光局「平成29年度関西国際空港外国人動向調査」をもとに、大阪府が計算

来阪外国人旅行消費額

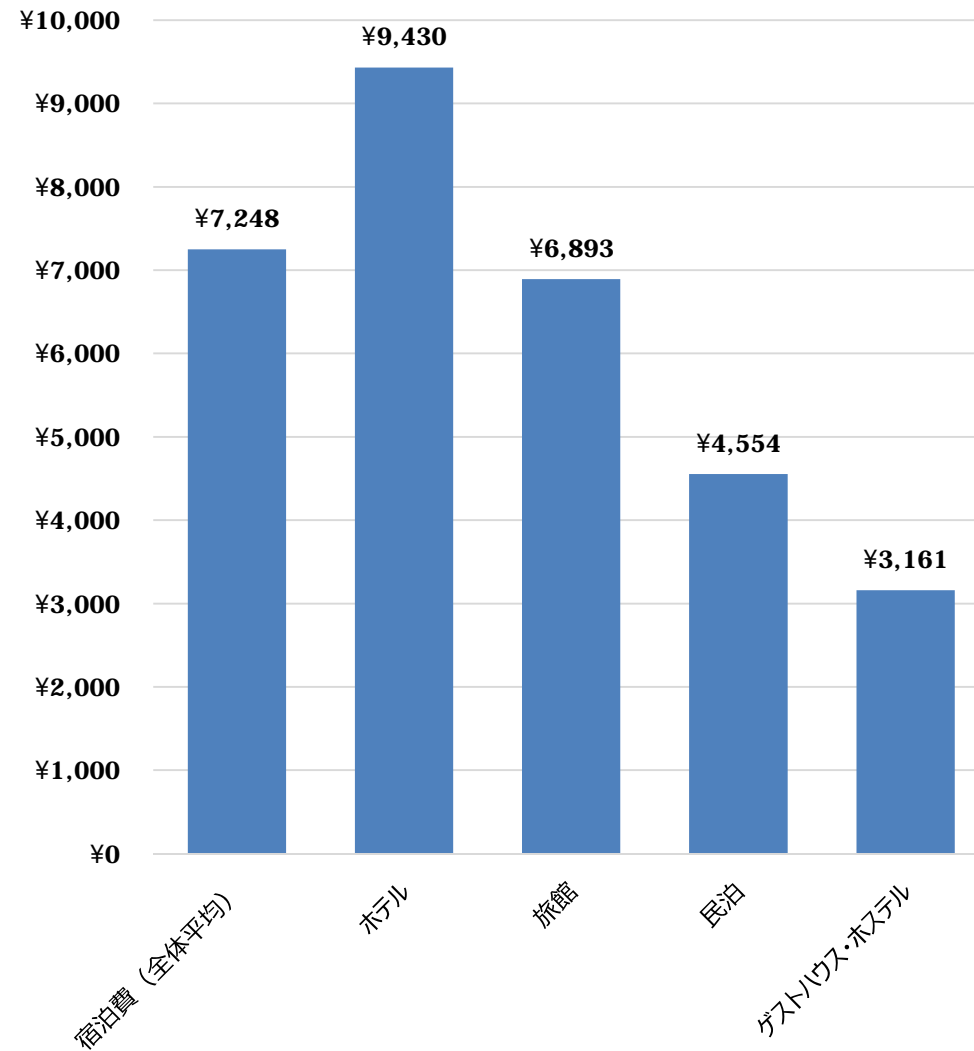
来阪外国人旅行消費額の推移

単位：億円



大阪観光局統計情報等をもとに、大阪府において試算

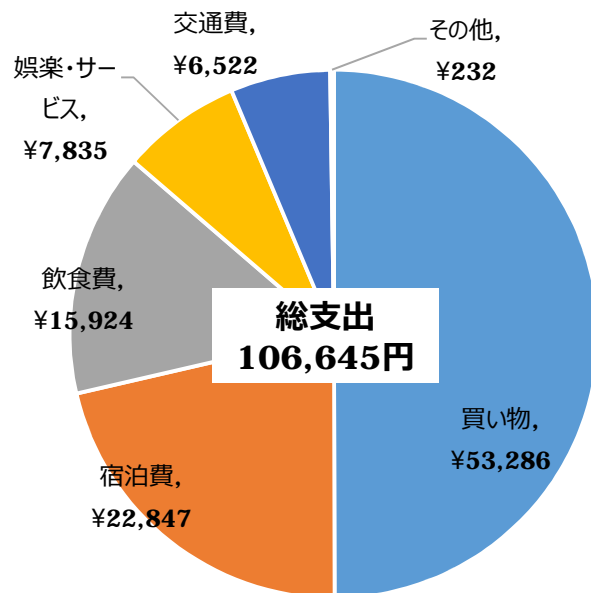
大阪での宿泊費平均額（1泊/1人当たり）



※10泊以上を選択の場合は、10泊で計算

一人当たり来阪外国人平均旅行消費額

※航空運賃を除く



出典：（公財）大阪観光局「来阪インバウンド消費額調査2017年」

延べ宿泊者数の推移

延べ宿泊者数は、制度設計時（平成26年）から、約1.2倍に増加（2,837万人→3,270万人）

（単位：人）

延べ 宿泊者数	2013年 (H25年)		対前年 伸び率	2014年 (H26年)		対前年 伸び率	2015年 (H27年)		対前年 伸び率	2016年 (H28年)		対前年 伸び率	2017年 (H29年)		対前年 伸び率
	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)		2014年 (H26年)	2015年 (H27年)		2015年 (H27年)	2016年 (H28年)		2016年 (H28年)	2017年 (H29年)		2017年 (H29年)		
全国	465,893,370	473,501,950	102%	504,078,370	106%	492,485,160	98%	498,191,140	101%						
東京都	52,824,060	54,258,780	103%	59,087,920	109%	57,514,950	97%	58,105,320	101%						
大阪府	23,881,430	28,369,250	119%	30,366,080	107%	31,010,470	102%	32,698,270	105%						

外国人延べ宿泊者数は、制度設計時（平成26年）から、約2倍に増加（620万人→1,170万人）

（単位：人）

外国人延べ 宿泊者数	2013年 (H25年)		対前年 伸び率	2014年 (H26年)		対前年 伸び率	2015年 (H27年)		対前年 伸び率	2016年 (H28年)		対前年 伸び率	2017年 (H29年)		対前年 伸び率
	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)		2014年 (H26年)	2015年 (H27年)		2015年 (H27年)	2016年 (H28年)		2016年 (H28年)	2017年 (H29年)		2017年 (H29年)		
全国	33,495,730	44,824,600	134%	65,614,600	146%	69,338,940	106%	78,003,570	112%						
東京都	9,830,950	13,195,260	134%	17,560,590	133%	18,059,960	103%	19,025,490	105%						
大阪府	4,314,500	6,200,160	144%	8,965,670	145%	10,008,830	112%	11,706,910	117%						

日本人延べ宿泊者数は、ほぼ横ばいで推移（H26:2,217万人→H29:2,099万人）

（単位：人）

日本人延べ 宿泊者数	2013年 (H25年)		対前年 伸び率	2014年 (H26年)		対前年 伸び率	2015年 (H27年)		対前年 伸び率	2016年 (H28年)		対前年 伸び率	2017年 (H29年)		対前年 伸び率
	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)		2014年 (H26年)	2015年 (H27年)		2015年 (H27年)	2016年 (H28年)		2016年 (H28年)	2017年 (H29年)		2017年 (H29年)		
全国	432,397,640	428,677,350	99%	438,463,770	102%	423,146,220	97%	420,187,570	99%						
東京都	42,993,110	41,063,520	96%	41,527,330	101%	39,454,990	95%	39,079,830	99%						
大阪府	19,566,930	22,169,090	113%	21,400,410	97%	21,001,640	98%	20,991,360	100%						

※ 2017年（H29年）は速報値

宿泊を取り巻く環境の変化① ～宿泊施設数の推移～

府内の宿泊施設数の推移

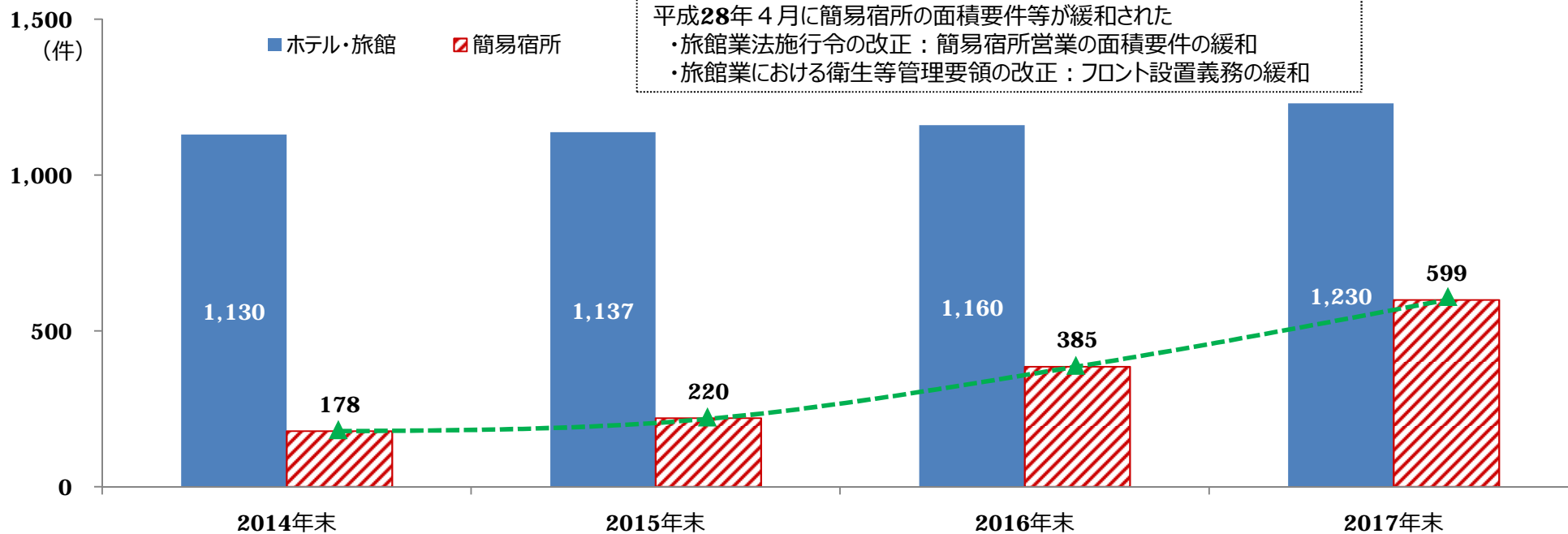
宿泊施設数は、制度設計時（平成27年3月末時点）から、約2倍に増加
簡易宿所は約3倍と大幅に増加、特区民泊（平成28年～）についても600を超える施設が認定

単位：件

	H27.3末	H30.4.1	増加数	増加率
ホテル・旅館	1,130	1,238	108	109.6%
簡易宿所	178	588	410	330.3%
特区民泊	0	611	611	-
合計	1,308	2,437	1,129	186.3%

出典：大阪府調査

旅館業法に基づく宿泊施設数の推移

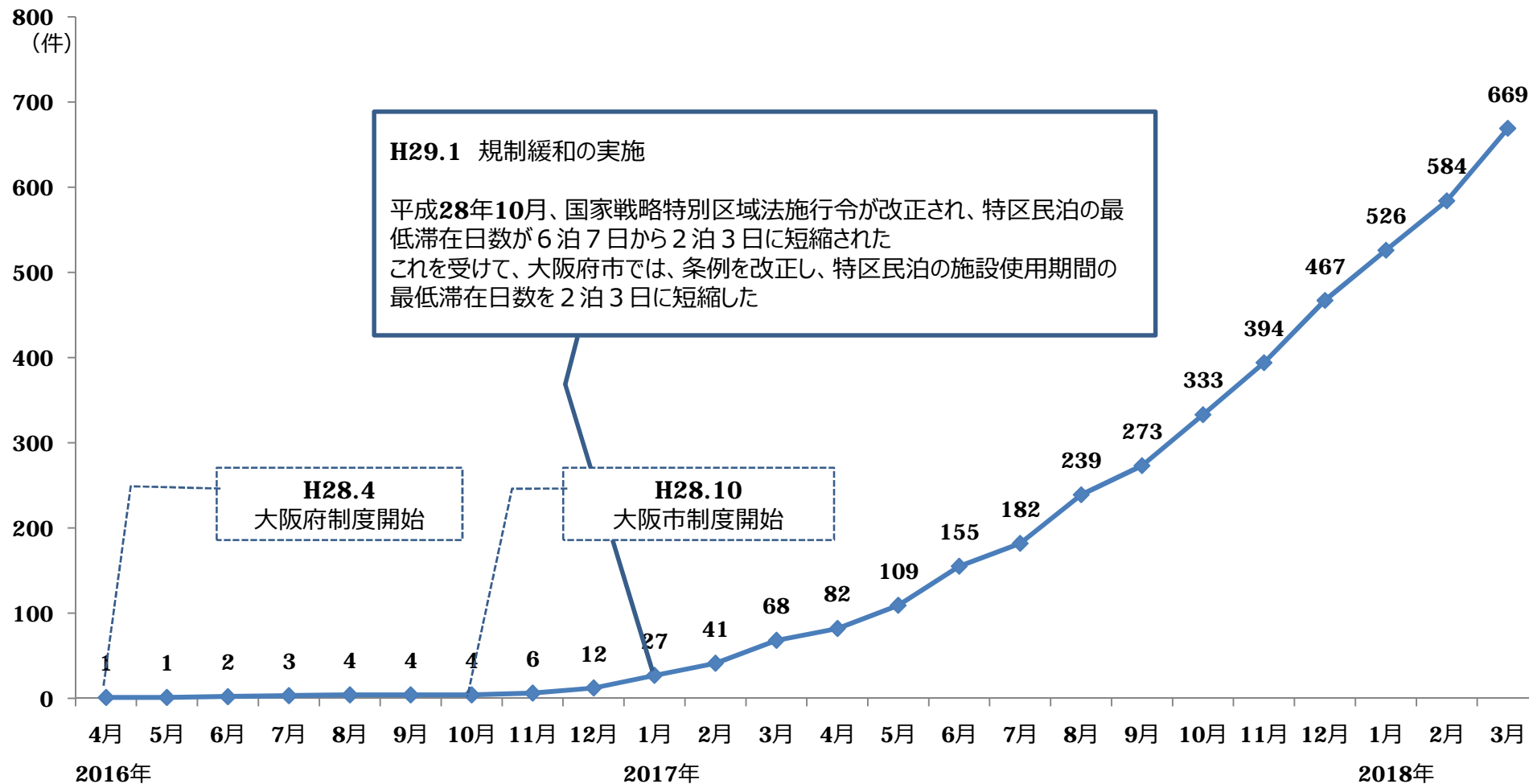


出典：大阪府調査 P.6

宿泊を取り巻く環境の変化② ～特区民泊の推移～

特区民泊の推移

特区民泊が制度化された平成28年4月（大阪市は同年10月）以降、特区民泊は増加を続けている
特に、規制緩和がなされた平成29年以降、急激な伸びを示している



宿泊を取り巻く環境の変化③ ～客室稼働率の推移～

客室稼働率は、制度設計時（平成26年）から、全国平均を大きく上回り高水準を維持

都道府県	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)		2015年 (H27年)		2016年 (H28年)		2017年 (H29年)	
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
全国	55.2%	57.4%	+2.2%	60.3%	+2.9%	59.7%	-0.6%	60.8%	+1.1%
東京都	81.1%	78.8%	-2.3%	82.6%	+3.8%	78.8%	-3.8%	80.1%	+1.3%
大阪府	76.2%	81.0%	+4.8%	84.8%	+3.8%	83.3%	-1.5%	83.1%	-0.2%

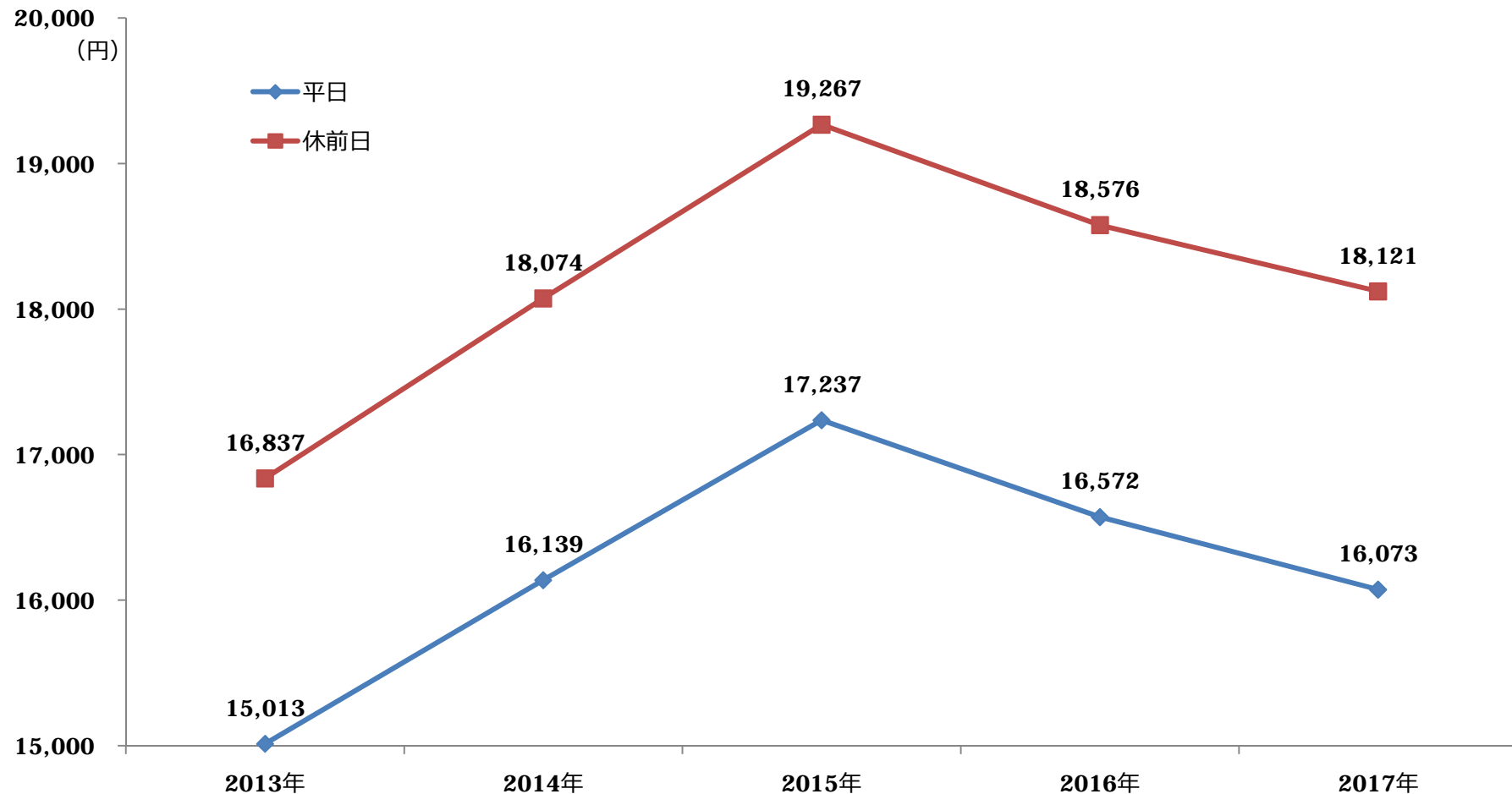
宿泊施設タイプ別客室稼働率の推移（大阪府）

宿泊施設 タイプ	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)		2015年 (H27年)		2016年 (H28年)		2017年 (H29年)	
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
旅館	40.1%	43.1%	+3.0%	50.5%	+7.4%	41.3%	-9.2%	58.1%	+16.8%
リゾートホテル	79.5%	85.8%	+6.3%	89.8%	+4.0%	89.0%	-0.8%	90.6%	+1.6%
ビジネスホテル	78.6%	83.2%	+4.6%	86.8%	-3.6%	85.2%	-1.6%	85.1%	-0.1%
シティホテル	82.5%	85.5%	+3.0%	86.8%	+1.3%	88.0%	+1.2%	89.3%	+1.3%

※ 2017年（H29年）は速報値

宿泊を取り巻く環境の変化④ ～ホテル宿泊料の推移(全国)～

全国的にみて、ホテル宿泊料は、平成27年をピークとして下落基調にある

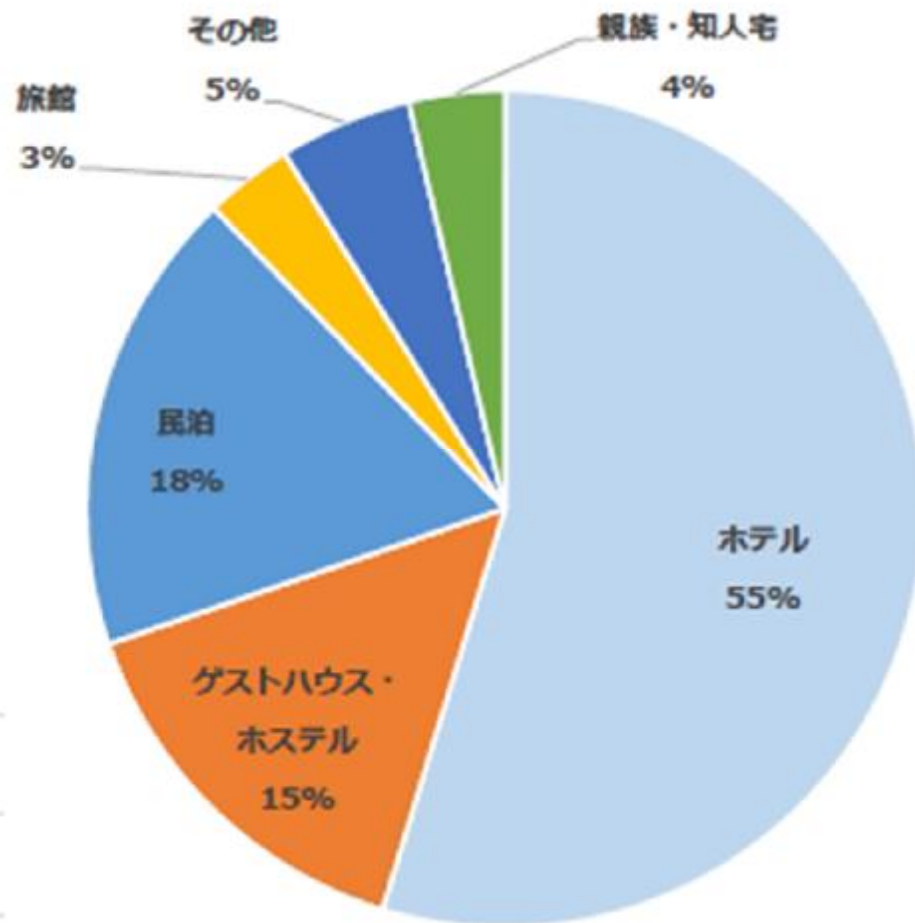


※ホテル宿泊料（1泊朝食付きの1名当たり宿泊料金）

宿泊を取り巻く環境の変化⑤ ～民泊利用状況～

民泊施設の利用状況

来阪外国人旅行者の約2割（18%）が、民泊施設を利用しているという調査結果がある



<参考1>

国の調査でも、観光レジャー目的の訪日外国人旅行者の約12%が民泊施設を利用したとの結果

2017.7-9月 12.5%

2017.10-12月 11.0%

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」


<参考2>

平成30年度当初、大手民泊仲介サイトには、府内で約1万3千件の民泊施設が掲載されていた

宿泊を取り巻く環境の変化⑥ ～新法民泊の創設～

訪日外国人旅行者が急増する中、急速に拡大しつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法」が本年6月15日に施行された

住宅宿泊事業法の概要



背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定措置を処理できる


2. 住宅宿泊管理者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日



```

graph TD
    subgraph "観光庁長官"
        MTL[観光庁長官]
    end
    subgraph "都道府県知事"
        PM[都道府県知事]
    end
    subgraph "国土交通大臣"
        ML[国土交通大臣]
    end
    subgraph "住宅宿泊仲介事業者"
        IM[住宅宿泊仲介事業者]
    end
    subgraph "住宅宿泊事業者"
        RP[住宅宿泊事業者]
    end
    subgraph "住宅宿泊管理者"
        RM[住宅宿泊管理者]
    end
    subgraph "宿泊者"
        G[宿泊者]
    end

    G -- "予約・支払" --> IM
    IM -- "物件情報の提供" --> RP
    RP -- "住宅の提供" --> G
    RP -- "管理の委託 (不在型の場合)" --> RM
    IM -- "登録" --> MTL
    MTL -- "監督" --> IM
    RP -- "届出" --> PM
    PM -- "監督" --> RP
    RM -- "登録" --> ML
    ML -- "監督" --> RM
    
```